**平成２６年（フ）第３７９７号**
東京都品川区大崎１丁目２－３－2510
債務者　井村　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８５０号**
東京都墨田区太平２丁目３－９－202
債務者　大隅千枝子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８５１号**
東京都墨田区太平２丁目３－９－202
債務者　大隅　龍行
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８６３号**
東京都江戸川区東葛西５丁目９－８－201
債務者　大川　由佳
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８７０号**
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目１－１－729
債務者　高山　洋輔
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８７１号**
東京都世田谷区羽根木１丁目32－５－201
債務者　名嘉美穂子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８７２号**
東京都世田谷区等々力３丁目23－10－102
債務者　鈴木　雄全
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８３号**
東京都新宿区高田馬場１丁目24－27－305
債務者　野中千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８４号**
東京都江東区木場５丁目１－７－201
債務者　目　真奈美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８５号**
神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町８－63－135
根本方
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８７号**
東京都練馬区氷川台３丁目15－12－303
債務者　蒋　麻衣子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８８号**
東京都杉並区下高井戸２丁目10－３－1301
債務者　末吉　貴太
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８８９号**
東京都西東京市ひばりが丘２丁目５－28　カトル２－Ｂ
債務者　寺田　美佳
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３９１２号**
千葉県市原市五井東２丁目７－３－102
債務者　池田　麻美（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３９１５号**
東京都足立区江北１丁目15－３－504
債務者　二階堂勝郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３９１６号**
東京都足立区江北１丁目15－３－504
債務者　二階堂きえ子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部